

<近況>

- 昨年11月中旬に過去最大の感染数を記録した「第8波」のピーク以降、3ヶ月以上減少傾向が続いている。感染の減少傾向が長く続いているのは集団免疫が持続していると考えられているが、この効果がいつまで続くかはわからない。
- 政府は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類を5/8より「5類」に移行すること、マスク着用の考えを大幅に緩和し3/13より適用することなどを決定した。

<R5/3/13 以降の対応>

◆ マスク着用のルールが緩和されるが、引き続き基本的な感染予防対策のうえ、業種別ガイドラインの遵守を徹底する

1 施設対応

① 老福施設

- ・「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底する。
- ・引き続き、基本的に施設内ではマスク着用とする。
- ・職員・入所者・利用者に感染が発生した場合、保健所に連絡し、その指導の下にゾーニングやユニットの閉鎖等、必要に応じた対策を行う。

② 保育所

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある子どもの登園自粛等を徹底させる。
- ・マスクの着用は子どもについては求めない。職員や保護者については個人の判断に委ねる。ただし、感染対策上の必要がある場合はこの限りではない。
- ・職員に陽性者が発生した場合、接触した可能性のある他の職員には必要に応じ抗原検査キットを活用する。

③ 共通

- ・この法人対応のほか、施設の事情により施設長の判断による取り組みも可とする。この場合において、事前に本部と調整すること。

2 職員等

- ① 手指消毒や状況に応じたマスク着用など、基本的な感染防止対策を継続すること。
- ② 体調管理を徹底し、感染が疑われる場合は受診または自主検査すること。
- ③ 道外への旅行は、事前に施設長に報告すること。
- ④ 家族感染に十分注意するよう職員に周知すること。